

常任委員会 Q & A

Q 茨城租税債権管理機構への町からの負担金算出方法は。

A 茨城租税債権管理機構は県内44市町村で構成されています。負担金は均等割（各市町村5万円）＋件数割（機構への委託件数）＋実績割（前々年度の徴収実績の10%）という計算方法です。

Q 町子どもたちに対し、指導する職員の専門性が求められる※適応指導教室の現状は。

A 正式な適応指導教室の開設には至っていませんが、学校と連携しながらメンタルフレンドを中心に保護者からの相談や児童・生徒の受け入れを実施しています。

※適応指導教室・長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に公的な施設に部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営する教室のこと。

Q 新4号国道冬木橋における維持補修工事の内容は。

A 工事内容については、強度が増す補修材料でコーティングする工事を予定しています。



太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の改正について

Q 事業者から設置完了の届出があったときは、現地確認する旨が条例に記載されているが、現地確認時に事業者の立会は求めないのか。

A 事業者の立会は必要なので、別途規則を定めて実施します。

Q 事業に変更があったときは、速やかに届け出なければならない旨が条例に記載されているが、新設に近い変更があったときは、現地確認と事業者の立会が必要ではないか。

A 変更の程度に応じ、別途規則を定めて実施します。

Q 設備の撤去完了の届出があったときは、現地確認する旨が条例に記載されているが、現地確認時に事業者の立会は求めないのか。

A 事業者の立会は必要なので、別途規則を定めて実施します。

Q 事業者が設備を設置するにあたって、地元住民の同意は必要ないのか。

A 手続き上、地元住民の同意を得る必要はありませんが、事業者に対して、必要であれば地元住民への説明会を開催するなど、理解を得るようお願いをしています。